

令和元年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月10日（月曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (平成30年度豊頃町一般会計予算)
日程第 5	議案第27号	豊頃町森林環境譲与税基金条例の制定
日程第 6	議案第24号	令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第25号	豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部改正
日程第 8	議案第26号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第 9	議案第28号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第10	議案第29号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第11	議案第30号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第12	同意案第2号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第13	同意案第3号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第14		陳情の委員会付託
日程第15		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宮 口 孝 君
副 町 長 菅 原 裕 一 君

教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	下 重 博 光 君
企 画 課 長	山 田 良 則 君
住 民 課 長	佐 藤 則 仁 君
福 祉 課 長	千 葉 孝 二 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
商 工 観 光 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	熊 谷 雅 美 君
農 委 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 委 教 育 課 長	二 村 比 呂 志 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開議

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和元年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、監査委員より平成31年2月から平成31年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より平成30年度豊頃町教育事務執行の点検評価報告書の提出がありました。報告書につきましてもお手元に配付のとおりでございますので、御確認をいただきたいと思っております。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 令和元年第2回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、スーパーアグリ of 存続についてであります。
町内唯一のスーパーマーケットである「スーパーアグリ」につきましては、経営主体であります豊頃協同商事株式会社の社長の体調がすぐれず、経営困難と判断され、そうご企画有限会社の代表に事業承継をすべく準備が進められていたところであります。
しかしながら、このたび、代表から関係者に対し、事業継承を断念するとの申し入

れがあり、スーパーアグリは、6月末をもって閉店することとなりました。

スーパーアグリの存続につきましては、町としても積極的に支援をすることとして、関係者と協議を重ねてきたところですが、店舗の閉店が決まり、町民の皆さんに不安と不便をおかけする結果となってしまい、まことに残念であります。

店舗の所有者である豊頃町農業協同組合からは、建物と土地を町に無償譲渡し、閉店後の店舗の有効活用を町において検討してほしいとの申し出がありましたので、町民への影響を最小限に抑えるためにも、今後、早急な店舗再開に向けて検討を進めてまいります。

次に、福祉課保険係の1階への配置でございます。

役場1階町民ホールを改修し、昨年11月26日から戸籍・住民票の交付、印鑑登録などの窓口業務を開始しておりますが、町民のさらなる利便性向上を目的に、6月17日から福祉課保険係を1階に配置し、国民健康保険、後期高齢者医療等の業務を行うことといたしました。

なお、戸籍年金係及び保険係の業務以外でも、用件を伝えていただきますと、連絡を受けた担当職員が1階へ下りて対応いたします。

また、今後においても改善する必要があるれば、随時検討し、充実を図ってまいりたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

●藤田議長 これにて、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月21日までの12日間に決定しました。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和元年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和元年6月5日。

3、調査の経過。

(1) 令和元年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和元年6月3日招集告示のあった令和元年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議長の諮問に関する事項。

議会広報特別委員会の設置及び改元に伴い、議長の諮問により、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について協議を行った。また、豊頃町議会議員派遣予定(案)及び議員の資質向上を目的とした豊頃町議会議員研修計画(案)について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和元年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月21日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、平成31年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく総務文教常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成31年第1回定例会閉会後に受理したものは12件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託す

べきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの2件とし、その他8件については、議員配付にとどめるものとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月10日に開催するよう日程を調整した。

オ、同意案第2号（豊頃町公平委員会委員の選任）及び同意案第3号（豊頃町公平委員会委員の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

（2）議長の諮問に関する事項。

ア、議会広報特別委員会の設置及び改元に伴い、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について、議長から諮問のあった内容のとおり改正することとし、また、豊頃町議会議員派遣予定（案）及び豊頃町議会議員研修計画（案）については、議長から諮問のあった内容を協議し、6月5日付け答申した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書、17ページをお開きください。

報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成30年度豊頃町一般会計予算）について説明いたします。

平成30年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成31年第1回定例会において可決いただいておりますが、令和元年5月31日、平成30年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰越計算書の内容につきましては、18ページをごらんください。

5款農林水産業費において、道営農地整備事業負担金6,210万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

●藤田議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告済みとします。

◎ 議案第27号

●藤田議長 日程第5 議案第27号豊頃町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

●神産業課長 議案書、5ページをごらんください。

議案第27号豊頃町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されますが、用途は、間伐などの森林整備や意向調査、現況調査などの新たな森林経営管理制度に要する費用、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や啓発に関する費用に充てることとされていることから、これを積み立て、必要に応じて活用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき提案するものです。

国から譲与される森林環境譲与税は、森林環境税と森林環境譲与税の二つの税から構成されています。

森林環境税は、令和6年度からの課税となりますが、国内に住所を有する個人に対して課税され、税率は年額1,000円とされております。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を私有林の人口面積、林業就業者数、市町村の人口の割合に応じて市町村及び都道府県に譲与されるものであります。

森林環境譲与税は、令和元年度より国から9月と3月の年2回に分け譲与されますが、法令に定める用途どおり執行するとともに、その用途についてわかりやすく公表する必要があることから、事業の執行と財産の管理を適正に行うため、基金条例を制定しようとするものであります。

また、本町の用途については、新たな森林経営管理制度に関する意向調査及び町内森林の現況把握に要する費用などとしての活用を想定しているところであります。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

第1条は、基金の設置目的について。

第2条は、基金として積み立てる額は、予算に定めることについて。

第3条は、基金は最も確実かつ有利な方法により管理することについて。

第4条は、基金の利子等を予算に計上して繰り入れることについて。

第5条は、財政上必要な場合は、歳計現金にできることについて。

第6条は、第1条の目的に限り、適当と認めた場合に処分できることについて。

第7条は、条例のほか、必要な事項は町長が特別に定めることについて、それぞれ規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番杉野議員。

●5番杉野議員 この森林環境譲与税、先ほど説明では人口割合というのもありましたけれども、どのような面積、また人口割合、予算は政府としては決まっているでしょうから、どのような配分の割合になっているのかをお示してください。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 森林環境譲与税の予算額については、北海道の試算では、算出因子10分の5、これは森林私有林の人工林面積、豊頃町の場合は4,979ヘクタール。それから、次に10分の2、林業就業人口、これが31人。残り10分の3については、人口3,182人として北海道で試算しております。

地方譲与税としては、令和元年度から令和3年度がおよそ730万円、令和4年度から令和6年度が1,090万円、令和7年度から令和10年度が1,550万円、令和11年度から14年度が2,010万円、令和15年度以降は2,468万円となる見込みとなっております。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 今、なぜ人口の中での割合を伺ったのかといいますと、以前、私は一般質問で「空気はただではない、自然を守っている地方の人間たちが安心して息ができるようにしているのだ」というふうに申し上げたことを思い返しているわけで、人口割合というものが組み入れられることによって、森林面積が少なくても多くの人口が集中している大都市圏では、ただで空気を吸っているのと同じ状況になるわけです。政府から言われるがままに割合を云々かんぬんするのではなく、各地方の自治体が大きな声を一つにまとめながら、空気はただではないのだぞというふうに意見を伝えていくのも一つの手だろうというふうに思います。

町長はいかがにお考えですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回新しく森林環境税、これは以前からも各町村会でもこういう形で要望していたところです。今、杉野議員がおっしゃったように、計算の中の単位費用ですけれども、それぞれ人口、面積がいろいろもろもろあります。ただ、今おっしゃるとおり、人口等がどの程度将来にわたって影響するかわかりませんが、やはり私どもの町は人口が減るけれども、山林面積は減らないわけでありますので、今後十分内部でも検討して、整合性が保てない不合理性であれば、当然また道のほうに意見を申し上げたいというふうに考えております。

今、道では総体的な試算のもとに数字が決定されておりますので、今後、各町村とも十分協議しながら、そういった不合理性がもし生じるような場合については、検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 確認のために、質問というか1点だけお聞きします。

ただいまの森林環境譲与税についての新たな考え方というのは、私は賛同するのですが、ただ現在、豊頃町含めて十勝圏における広域森林行政というのが進められている、そこのかかわりというのはどういうように重要視し、また、単独豊頃町というのはどういう行政推進をすべきなのかというところの議論がされているのではないかなというふうに予想されます。その件についての上部関連とのやりとりといたしますか、今までの経緯というのはどうだったのか。もし差し支えなければ、御説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまの御質問ですけれども、今、私の町では以前の森林組合から広域になりまして、私のところ、芽室町、池田町、中札内村が広域であって、非常に森林市場がよくて、配当金等々も非常に高額な金額が来ているのが事実であります。

ただ、森林組合の広域と森林環境譲与税の関係については、どのような関係かは十分承知はしておりませんが、以前、杉野議員もおっしゃるように、やはり森林を守らなければ将来は自然破壊につながるということで、そういった基金をもって山を育ててくださいという形であります。

今の広域の関係につきましては、この税とは直接関係ありませんけれども、御存じのとおり、今、伐期が来て、私の町でも先代の方々が努力した結果、毎年2,000万円以上の金額が入って、将来にわたって続く予定でおります。

今後、今言った広域の関係については非常に経営が安定しておりますので、これからも広域森林をしっかりと守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 ただいまの森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるための譲与税、大変いい制度だと思っております。

今回の補正予算では700万円が措置されておりますが、先ほどの答弁によりますと、毎年交付されるということでございます。1,000円の税率が課せられますが、これは国税で徴収されるのか、市町村税で徴収されるのか、課税世帯に賦課されるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

●藤田議長 再開します。

神産業課長。

●神産業課長 答えします。

個人住民税に均等割として賦課徴収される予定になっております。国税として。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 今のお話ですと、国税で均等割1,000円を徴収すると。そして、これは個人住民税と合わせて実施されるような、そういう方式ではないかなというふうに思いますが、課税が令和6年度からの課税でよろしいのでしょうか。

●藤田議長 答弁、神産業課長。

●神産業課長 課税については、令和6年度からとなっております。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 課税が令和6年度、5年度後から課税されるというわけですが、令和元年度から、既に本年度から700万円が譲与税として交付されるわけですが、それまでの期間、その財源はどのように措置されていくのか。わかりましたら、お答え願いたいと思います。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 国で借入金を原資に充てる予定になっております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第6 議案第24号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 補正予算書1ページをごらんください。

議案第24号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

初めに、このたびの元号改正により、本補正予算案の前文に本年度予算全体における元号の表示については、令和に統一する旨を規定してございます。

次に、第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,858万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,658万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。12ページをごらんください。

なお、各予算の職員人件費の補正については、職員の新規採用及び人事異動等に伴う増減補正であります。

1款議会費、1項議会費に、職員人件費3万7,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、職員人件費1,560万1,000円を減額し、総務一般経費313万円及び出納室窓口改修工事費工事請負費90万円を追加するなど、合わせて1,157万1,000円を減額。14ページ、3目財産管理費に豊頃南町分譲地の買い戻し費用として公有財産購入費に73万4,000円並びに森林環境譲与税基金積立金700万円を追加するなど、合わせて773万4,000円を追加。7目企画費に臨時職員賃金及び姉妹都市交流事業費、合わせて182万8,000円を追加。9目電算情報管理費に総合行政情報システム改修委託料、二宮地区情報通信基盤伝送路移設業務委託料など、合わせて1,962万3,000円を追加するなど、1項総務管理費に計1,761万4,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費に職員人件費、公用車購入費など192万8,000円、臨時福祉プレミアム付商品券事業451万9,000円など、計644万7,000円を追加。2項児童福祉費に職員人件費、計245万6,000円を追加。

18ページ、4款衛生費に職員人件費など、計61万1,000円を追加。

20ページ、5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費から職員人件費65万8,000円を減額。2目農業総務費に畑作構造転換事業補助金など、1億6,792万1,000円を追加。3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費300万円を追加するなど、1項農業費に計1億7,026万3,000円を追加。3項林業費に、有害鳥獣駆除に係る補助金299万3,000円を追加。22ページ、4項水産業費に大津漁協荷捌所防災・減災対策等改修補助金、秋サケ資源増大緊急支援事業補助金など、計2,285万円を追加。

6款商工費に職員人件費など856万4,000円を追加。

24ページ、7款土木費、1項土木管理費に職員人件費1,411万9,000円を追加。2項道路橋梁費に維持補修費、工事請負費など計2,923万1,000円を追加。26ページ、3項住宅費に町営住宅整備費など612万5,000円を追加。4項河川費に河川維持補修費100万円を追加。5項施設費に福祉施設など各施設管理費及び公園施設管理費、計169万円を追加。

8款消防費、2項災害対策費に二宮・小川排水機場管理費など46万6,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に職員人件費360万7,000円を追加。30ページ、3目学校保健費に健康管理機器購入費16万3,000円を追加するなど、1項教育総務費に計377万円を追加。2項小学校費に消耗品費16万4,000円を追加。5項保健体育費に公用車修繕料18万4,000円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容ですが、これら歳出に伴う歳入につきましては8ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に3,174万5,000円、2項固定資産税に3,382万9,000円をそれぞれ追加。

2款地方譲与税に3項森林環境譲与税700万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税2,500万円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料に町営住宅使用料500万円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金にプレミアム付商品券事業補助金など、計453万1,000円を追加。

10ページ、14款道支出金、2項道補助金に畑作構造転換事業補助金など、計1億8,147万9,000円を追加するものであります。

次に、第2条、債務負担行為について御説明いたします。

4ページ、第2表債務負担行為をごらんください。

債務負担行為をすることができる事項として、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃地区を追加し、期間を令和2年度から令和4年度、限度額を1億3,699万1,000円と定めるものであります。

以上が本補正予算の内容でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

（質疑なし）

●藤田議長 2款地方譲与税。

（質疑なし）

●藤田議長 9款地方交付税。

（質疑なし）

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

（質疑なし）

●藤田議長 13款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 14款道支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

（質疑なし）

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

説明第1号。

山田企画課長。

●山田企画課長 予算説明書、1ページをごらんください。

説明第1号二宮地区情報通信基盤伝送路移設業務の施行について御説明いたします。

本予算案は、二宮地区における光ブロードバンドサービスの地域情報通信基盤、いわゆる光ケーブル網の移設業務であります。当該地区では、北海道電力株式会社の電柱補強のための電柱建てかえ工事が実施されることに伴い、本町が北電柱に共架している架空通信ケーブル支線等の新設撤去業務をあわせて実施するものであり、当該地区の情報通信基盤伝送路移設業務を令和元年度に施行することとし、第2款総務費に計上したものであります。

なお、業務施行位置については、裏面2ページを御参照願います。

ページをお戻りください。

1、事業概要ですが、事業名、二宮地区情報通信基盤伝送路移設業務。事業予算額1,318万7,000円。事業内容は、光ケーブル等延長2,900メートルであります。契約の方法は、随意契約を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいまの説明を受けたところではないのですが、13節の委託料、総合行政情報システムの改修業務についてお伺いしたいと思います。

この業務については、幼児教育無償化システムの改修事業だと思います。予算を伴う条例改正案が提出されていないのは、法律の公布が直近だったということで、まだ条例が改正されていないというふうに思います。今後、施行日まで提案されると思いますが、今回の制度の改正の概要について御説明願いたいと思います。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 ただいま質問のありました幼児教育無償化の概要でございますが、幼児教育・保育の無償化につきましては、その趣旨、経緯としましては、国が推進する総合的な少子化対策の一環として子育て家庭の負担軽減を図るため、平成26年度から段階的に無償化が実施されているところであります。本町においても、独自の負担軽減措置を講じてきたところであります。

このたび、国が示している幼児教育の無償化の制度概要としましては、まず実施時期は本年10月1日からで、無償化は利用する施設、事業などにより異なりますが、大枠として3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化となり、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちについて無償となるものであります。

本町の関係で、現状で説明いたしますと、認可保育所である茂岩保育所の利用者については、3歳から5歳までの全ての子どもたち41人の利用料が無償化され、ゼロ歳児から2歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯としての無償はおりませんが、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から多子軽減の制度が継続されまして、ゼロ歳から2歳までの第2子は、住民税額16万9,000円以上の世帯については半額であります。それ未満は無料となり、第3子以降は無償でありますので、児童15人中11人が無償となります。

また、認可外保育施設である大津保育所につきましては、保育の必要性の認定を受けた上で茂岩保育所と同様に利用料が無償化され、現在入所児10人中、3歳から5歳までの8人全員が無償、ゼロ歳から2歳までの2人につきましては、僻地保育所の利用料につきましては所得に関係なく一律5,000円となっておりますので、住民税額が利用者の算定要件になっていませんので、現在につきましては無償になるかならないかは不明であります。

以上であります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 ページ数でいきますと、12ページから16ページまで関連するものですから、総務管理費の中で3点ほど、確認と内容について説明いただけますか。

13ページの工事請負費の役場庁舎出納室窓口改修工事、これが90万円。これはどのような内容で改修するのかという説明です。

それと、先ほど企画課長から説明ありました説明第1号の関連ですが、随意契約ということになりますと、既存の二宮地区情報通信基盤伝送路移設業務ということになりますから、説明の内容はわかるのですが、どのようなことで随意契約になるのかというところの説明をいただきたいと思います。

それから、前に戻りますが、公共施設用地等買収費73万4,000円、これはどこをお買いになるのかというところも説明いただけますか。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 1点目の役場庁舎出納室窓口改修工事について御説明いたします。

出納室は、現在職員が対応する窓口のほうはアクリル板を設置しております。このアクリル板が分厚いものでして、来客の音が聞き取りにくいのと、時々頭をぶつけてしまう方がいらっしゃるということで、開放できるようにシャッターを設置することとしてございます。その改修工事の費用でございます。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 私のほうからは、まず、公共施設用地等の買収費、これについて御

説明いたしたいと思います。

豊頃南町分譲地を購入した方がおりまして、その方が本州の方でありまして、その方から体調を壊したということで購入した土地を買い戻してくれないかというような申し出がありました。協議を重ねておりまして、基本的には買い戻しする場合については売った価格の90%で買い戻しをするということでお互い合意しましたので、今回予算に載せて買い戻しをするということにいたしております。

続きまして、二宮地区の伝送路の随意契約の根拠であります。

これにつきましては、豊頃町は毎年、豊頃町地域情報通信基盤施設の保守を東日本電信電話株式会社に委託しておりますが、契約書の中の保守業務として第3条第5号に伝送路維持を規定しております。その中で、必要に応じて伝送路の設備の取りつけがえと張りかえ及び電柱建てかえ等を東日本電信電話にお願いしているところであります。それらに係る費用は、豊頃町と東日本電信電話株式会社が協議して、かかった経費を実費として東日本電信電話株式会社に支払うこととなっていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び豊頃町財務規則第87条第1項第1号の規定に基づき、契約の目的は性質により契約の相手方が特定されるときに該当するため、随意契約としているところであります。

以上であります。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 きょうは、議会に非常に多くの方が来られていますから、議会の運営上、立場上ちょっと申し上げます。

同じ予算についての質問は3回以上できませんので、最後の2回目にちょっと触れさせていただきますが、1番の総務課長の説明はわかりました。わかりましたが、アクリル板を撤去して別なことをやるということについてのセキュリティーはどのような対応になるのかということ、もし申し上げられる内容であれば説明ください。

それから、企画課長の二宮の関係ですが、これについての関連で、かどうかということ、何を疑問にしているのですが、茂岩通の大きな電柱交換工事がなされています。これについては、町民に広報されているのかどうかというのは、私はまだ受けていなかったのですが、どうも大々的な工事がこれに関連しないのかなということも町民の皆さん全員にやはり掌握できるような、そういう情報、通達、公開が必要ではないのかなということも含めて、説明いただけますか。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 1点目の出納室窓口改修工事のセキュリティーについて御説明いたします。

既存のアクリル板を撤去した後は、パイプシャッターを設けまして、通常窓口対

応するときにはシャッターを上げて、閉庁後には完全にシャッターを下ろして対応いたしますので、セキュリティーについては十分配慮しておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 私のほうから、電柱等の関係についてお答えいたしたいと思いません。

北電で今、電柱の建てかけ等を行っております。町に対してその関係で通知が来るというのは、うちのほうが北電柱に共架させてもらっています光ファイバーの移設をしてくださいというような通知につきましては役場のほうに来ますけれども、そのほかのものについては、役場のほうに通知等はないところであります。

ただし、今御指摘のありましたとおり、そういった大規模な改修等をやっております町民の皆様にも御迷惑がかかるというようなことにつきましては、今後、北電の担当のほうにこちらのほうからお話をして、通知をいただければ、こちらのほうで広報等をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

4番岩井議員。

●4番岩井議員 先ほどの石田議員の関連について質問させていただきますけれども、保育所の無償化と言われておりますが、私、これに関しましてある程度期間が決められていると。先行きが、ずっと続くというような形ではないのかなというふうに印象を受けているのですけれども、その辺どのように考えているかお伺いいたします。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 ただいまの御質問でございますが、これは国のほうが法律で定められているものでありますので、これに基づいて本町としては対応を考えていくことになるかと思えます。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 国のほうの対応は対応なのですけれども、国のほうである程度期限決められてやっているのではないかというふうにある程度認識している部分があるのですけれども、その辺の考えはどのように考えているのかをお伺いいたします。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 答弁申し上げます。

ただいま御質問いただいている内容につきましては、国の子育て支援法が改正施行されたものであります。この法令には、附則として年限等の規定がございませんので、現在、町村としては通常の条例のように施行させるものというふうに考えており

ます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

14ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 臨時福祉プレミアム付商品券事業についてお伺いいたしたいと思っております。

この事業は、国の予算で取り組む事業であります。町民にどのように反映させていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 お答えいたします。

このプレミアム付商品券の事業の概要について、まず御説明申し上げます。

事業の目的でありますけれども、消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯主向けへのプレミアム付商品券の発行を行うものであり、国庫補助事業となっております。

この商品券を購入できる対象者でありますけれども、低所得者世帯と子育て世帯の二つの区分に分かれております。まず、低所得者世帯であります。令和元年度の住民税非課税となる方が対象となり、住民税が課税されている方に扶養されている方は対象外となります。また、生活保護被保護者も対象外となります。次に、子育て世帯については、平成28年4月2日生まれから令和元年9月30日生まれの子を持つ世帯が対象となります。

そして、商品券についてですが、1枚500円分の商品券10枚を1セットとして、5セットまで購入することができます。つまり、1セット5,000円分の商品券を4,000円で購入することとなり、最大5セットまで購入できます。つまり、2万5,000円分の商品券を2万円で購入できることとなります。よって、25%のプレミアム分となることとなります。

ちなみに、既に町で実施している我が町商品券は20%のプレミアム分となっております。

ります。

日程的には、7月中に申請を受け付けて、10月1日から2月末まで販売期間ということになります。通知につきましては、非課税対象となる対象者については個別に通知するという事で考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 対象者数はもう把握しているのだと思いますが、総数どのぐらいなのか。

それから、新しい取り組みですから、対象者には通知するという事ですが、漏れないように注意するという事で、その対策というのはどのように考えているのか、お伺いします。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 対象者数につきましては、今後、住民税のほうの確定後ということになりますので、6月15日以降になるかと思えますけれども、見込みとしては700世帯、700人ということで今見込みをしております。

漏れにつきましては、対象者と思われる方に個別に通知しますが、それ以外につきましては、広報等で通知したいと思えますのでよろしくお伺いします。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 この事業大変いい事業だというふうに思います。単年度事業なのか、期限が限定されているのか、今後も継続されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 この事業は、単年度事業ということになっております。来年度以降については、国のほうから、もし補助事業ということで継続ということになれば、それなりに継続したいと思います。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、単年度事業ということで、その後の事業についてはまだはっきりわからないということでもあります。

この臨時福祉プレミアム商品券事業、今後7月以降ですか、発行されるようになると思いますが、現在の町で行っているプレミアム商品券の兼ね合いでちょっとお聞きしたいのですが、この福祉プレミアム商品券が発行されることによって、町で行って

いる独自のプレミアム商品券の利用率というのは低下していくのか、ともにもうまく利用されていくのか、その辺の状況を伺いたいと思います。

●藤田議長 岩城商工観光課長。

●岩城商工観光課長 私のほうから、現在行われております、商工で担当しておりますプレミアム付の商品券事業、我が町商品券事業との兼ね合いについて答弁させていただきます。

現在の私どもの試算するところでは、購入できる世帯が限定されるということがございますので、現在も継続的に行われております我が町商品券事業に与える影響はないものと考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

18 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 農業総務費の負担金補助及び交付金の中で、農業振興事業費、畑作構造転換事業補助金1億6,791万円、この事業内容について御説明いただきたいと思ひます。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 畑作構造転換事業は、国からバレイショやてん菜、豆類など畑作産地の生産性向上に向けた取り組みを支援するための事業で、実施について通知があったことから、要望を取りまとめ申請手続を行ったところ、補助金の割り当て内示があったため予算計上したものです。省力化等の推進支援が8件、先進的生産技術導入が1件ということで、9件該当になっております。

省力化というのが、機械本体価格の2分の1以内について補助するものであって、先進的生産技術導入という部分では、バレイショの抵抗性品種導入について、これは100%補助となっております。機械については、ポテトプランター、ビートハーベスター等バレイショ、それからてん菜、豆類に使う機械となっております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 関連なのですが、畑作は今の説明で理解はおおよそできるのですが、二つ目の417万円でございます。強い農業というのは将来的にずっとでしようけれども、担い手づくりというのが非常に気になって、この担い手のために417万

円というのは非常にうれしい話なのですが、どういう内容なのか説明いただけますか。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 お願いします。

今回、この417万円については、3地区3経営体で、該当しているものはトラクター、テッター、GPSガイダンスとなっていて、地域担い手育成支援タイプというものには入っているのですが、農作物の生産のほか農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の改良、修繕もしくは取得に要する事業費に対して3分の1、上限300万円について補助する制度となっております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今のはITとかAIとかという時代に先行しているようですが、担い手ということになると非常に素朴な受けとめ方なのですが、人材的に人の就労のためというものについては、これは一切触れないのですか。ちょっとその辺の説明、もしできればお願いします。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 今回対象になっている部分については、機械購入についての要望として上がってきたものであります。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、これは担当課の責任で、そういうようなことでまとめてこういう計上をされたと思うのですが、将来的に、こういうようなものよりももう少し泥臭いといったら失礼ですが、私から見ると、やはり就労者というものについての恩恵に向ける方向性というのは考えられないものかと。農業だけではありません。全産業という豊頃町全体を眺めて、そういうことから考えていくと、方向性についての考え方はやはり理事者にお伺いしないといけないので、町長、考え方がもしございましたら説明をいただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私からちょっと答弁いたします。

内容については、課長が説明したとおりですけれども、最近、国の農業に対するPRというか、強い農業だの、未来を築く農業だの、今言った担い手などという言葉だけ先に出ていまして、その後に強い農業にはこういうメニューのものでひとつ該当するものがあったら申請しなさい。どちらかという、私どもの欲しいもので、該当するものもありますけれども、ほとんどが今、国でこういう言葉を使って。私から言えば、若向き風、現代風という言葉ですけれども、農業経営するのに大変なところに機械を入れますよという、簡単に言えばそういうことなのですからけれども、先ほど言ったネー

ミングで、何となく格好いい国の方針というので。私はどちらかというともうちょっと幅広く、やっぱり町村に合った補助を支給するべきだというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に進みます。

3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

説明第2号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書、3ページをお開き願います。

説明第2号町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

町道の維持補修を行うため、令和元年度において、次のとおり町道維持補修工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置については、次頁から施工位置図を添付してありますので御参照ください。1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、工事名、幌岡基線横断管改修工事。工事予算額800万円。工事内容、横断管改修、延長18メートル、管径1,800ミリメートルです。

対図番号2ページ、小川循環線舗装工事。工事予算額500万円。工事内容、舗装、延長550メートル、幅員3.0メートル、舗装厚5センチメートルです。

これら2件は、いずれも新規工事です。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

5 番杉野議員。

● 5 番杉野議員 この工事については新設でありますから、そのように執行されるものだというふうに思いますけれども、以前より長寿命化対策調査等行われているかと思えます。道路についても、橋梁についても、また先ほどの幌岡の横断管についても、カルバートからヒューム管か何かに変えるのでしょうか。そういう工事を進めることはやぶさかではありませんけれども、要は、町内の土木業者、非常に公共事業が少なくなってきた、仕事がなくなっているということを伺います。

ある町では、公共事業が少なくなると工業者が廃業をし、または、自分で作業機等をリースに頼って工事請負だけをするというようなことから、災害が起きたときに地元業者にすぐ対応してもらえることができずに、道路が寸断したまま村人が孤立したというようなこともニュースで言われているところでもあります。

災害等に即応できる土木業者の育成、保護、これらを目的にしながら、公共事業予算をある程度分配をしながら、保護、育成を図っていくことも大切な自治体の仕事だというふうに私は思っておりますけれども、町長初め、担当課長におかれましては、どのように考えているのか伺います。

● 藤田議長 宮口町長。

● 宮口町長 私の町の今、公共事業等については、非常に順調にいきまして、ハード面ではほとんど整備されております。また、国、道の事業導入する場合については、それなりに国の予算でありますので時間はかかりますけれども、今どうしても修繕、修理に重点を置くような形になって、なかなか地元で働く公共事業の関連会社の方々については非常に厳しい年を迎えているのは事実であります。

今、杉野議員がおっしゃるとおりに、当然、入札等で努力をしてやっておりますけれども、できるだけ公共事業についても予算の範囲内である程度の町並み整備をしていかなければならないと思っております。

今後も、そういった面では、何回かの定例会がございますので、その都度予算補正などをして、今言われた、できるものなら早急に事業を発注して、少しでも町のハード事業の早期完成のために頑張っていきたいというふうに考えております。

● 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

● 藤田議長 再開します。

越谷施設課長。

● 越谷施設課長 お答えいたします。

今、町長が述べたとおりのような形で私どもも考えていきたいと思っております。
以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 25ページの今説明のあった2のところですが、6路線の中で、これは予算計上のために、予算額によって位置図は2カ所しかついていませんが、あとの4カ所についての、できれば町道補修工事の大まかな、この辺だ、どの辺だぐらいのところの説明は、あと4カ所いただけますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 お答えいたします。

町道補修工事におきましては、北栄方面、旅来方面、大津方面の町道の部分を考えています。

続きまして、牛首別砂川線という道路ですけれども、これにおきましては二宮、牛首別との地区境界線から砂川の奥のほうへ向かう道路になっております。

続きまして、旅来長節線舗装補修工事のほうですけれども、こちらは長節地区のほうで渡辺橋というのが渡辺さんのお宅の近くにあるのですけれども、その橋の近くの北側のほうを予定しております。

あと最後に、豊頃中央線流末水路補修工事のほうですけれども、こちらは駅前の郵便局がございまして北側の行きどまりのほうの道路になるのですけれども、そちらのほうの流末排水路の整備ということで考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に進みます。

26ページをお開きください。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 30ページをお開きください。

2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に4ページ、第2表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第7 議案第25号豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案第25号豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、別紙議案説明書により御説明いたします。

令和元年第2回豊頃町議会定例会議案説明書1ページ、説明第1号をごらんください。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、本年10月の消費税率引き上げに伴い、軽自動車の取得者に対して軽自動車税環境性能割が導入されますが、この賦課徴収については当分の間、市町村にかわって都道府県が行うこととされております。この賦課徴収事務の適正かつ円滑な処理と納税義務者並びに軽自動車販売業者等の混乱を防ぐため、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除及び減免については、北海道が規定する自動車税環境性能割と同様の取り扱いとすることが必要であることから、平成29年3月改正の平成29年条例第4号の一部を改正するものであります。

次に、改正内容について御説明いたします。

改正項目につきましては、いずれも軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例についてであります。

まず、附則第15条の3の改正は、町税条例第81条の2で定める日本赤十字社が所有する救急用の軽自動車を非課税とする規定にかかわらず、道の税条例で非課税と定める自動車に相当するものとして非課税として取り扱うものであります。

次に、附則第15条の3の2の改正は、町税条例第81条の8で定める公益のために直接使用する軽自動車または身体障害者等に対する減免についての規定にかかわらず、道における環境性能割の減免の例により減免するものとして取り扱うものであります。

施行期日は、いずれも公布の日であり、附則に規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●藤田議長 日程第8 議案第26号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 議案書、3ページをごらんください。

議案第26号豊頃町介護保険条例の一部改正について提案の理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、本年10月に予定されている消費税の引き上げによる増収分を財源とし、所得の少ない第1号被保険者に対して、介護保険料の軽減措置を強化するもので、国の介護保険法施行令などの一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本則の改正について、議案説明書3ページにより御説明申し上げます。

現行条例の第2条第1項、第2項及び第3項を次のとおり定めるものでございます。

まず、条例第2条第1項は、元号法の改正により「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものでございます。また、条例第2条第2項は、保険料率の端数処理について規定したもので、100円未満の端数は切り捨てることとするものでございます。また、同条第3項は、所得の少ない第1号被保険者、つまり65歳以上の方である被保険者でございますけれども、その方の段階ごとに区分されている中で、第1段階に該当する方は平成30年においては「2万9,000円」から「2万6,200円」に減額賦課するものでございます。

なお、同条第4項については、新たに追加の項目となるもので、所得の少ない第1号被保険者の第1段階から第3段階までの区分に該当する方の令和元年度から令和2年度までの保険料率を規定したもので、第1段階の区分に該当する(1)の第1号に掲げる者は「2万9,000円」だったものから「2万1,800円」に、第2段階の区分に該当する(2)の第2号に掲げる者は「3万6,000円」だったものから「3万2,600円」に、第3段階の区分に該当する(3)の第3号に掲げる者は「4万3,600円」だったものから「4万2,200円」にそれぞれ減額賦課するものでございます。

なお、附則として第1条に施行期日を、第2条に保険料率に関する経過措置をそれ

ぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 所得の少ない65歳以上の第1号被保険者の保険料なのですが、今説明された中で、4項の1号から3号まで、それぞれ区分をされております。それぞれ保険料率が下がっておりますけれども、全体的にも保険料が減額されるということによろしいのでしょうか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 お答え申し上げます。

まず、第1号に掲げる者につきましては、対象者は234人、軽減額は168万4,800円の減となる予定でございます。第2号に掲げる者、対象者は148人、軽減額としては50万3,200円減額となるものでございます。第3号に掲げる者につきましては114人、軽減額としては15万9,600円の軽減となるものでございます。対象者の計としましては496人、軽減額の合計としては234万7,600円の軽減となるものでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号から議案第30号

●藤田議長 日程第9 議案第28号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第10 議案第29号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及

び日程第 1 1 議案第 3 0 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第 2 8 号、議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号の 3 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第 2 8 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 2 9 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第 3 0 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括して御説明申し上げます。初めに、議案第 2 8 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。議案説明書により説明いたします。

説明書 5 ページ、説明第 3 号をごらん願います。

本案は、北海道市町村総合事務組合を組織する構成団体の変更に伴い改正するものであり、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し脱退したことに伴い組合規約の一部を改正する必要性が生じたため、別表第 1、管内の項中「3 3」を「3 2」に、「1 6」を「1 5」に、「2 4」を「2 3」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合の項及び別表第 2、共同処理する団体の項中、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削り、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定によって関係市町村の協議によりこれを定めるため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

次に、議案第 2 9 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

議案説明書 7 ページ、説明第 4 号をごらん願います。

本案は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する構成団体の変更に伴い改正するものであり、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し脱退したことに伴い組合規約の一部を改正する必要性が生じたため、別表（2）一部事務組合及び広域連合の項中、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削り、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定によって関係市町村の協議によりこれを定めるため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案第 3 0 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御

説明いたします。

議案説明書9ページ、説明第5号をごらん願います。

本案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する構成団体の変更に伴い改正するものであり、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合が解散し脱退したことに伴い組合規約の一部を改正する必要が生じたため、別表第1中、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合を削り、地方自治法第286条第1項の規定によって関係町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第28号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第2号及び同意案第3号

●藤田議長 日程第12 同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任について及び日程第13 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてを一括議題とします。

同意案第2号及び同意案第3号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現職であります熊野委員は、本年8月11日をもって任期満了となることから、再度選任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現職であります大谷委員は、8月11日をもって任期満了となることから、再度選

任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

大谷友則議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので退場を求めます。

(大谷議員退場)

●藤田議長 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩中に大谷議員は入場し、議席に着席)

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第14 陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 陳情文書表。

受理番号、7。受理年月日、令和元年5月20日。件名、2020年度地方財政の充実・強化を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、8。受理年月日、令和元年5月20日。件名、2019年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、川崎勝巳。付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号、9。受理年月日、令和元年5月20日。件名、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、10。受理年月日、令和元年5月27日。件名、「介護従事者の処遇改善を求める」意見書についての陳情。陳情者の住所及び氏名、札幌市東区北9条東1丁目2-22、北海道医療労働組合連合会、執行委員長、鈴木緑。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任

委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第15 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月11日から同月19日までの9日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6月11日から同月19日までの9日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前12時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員